

## 第37号議案

八王子市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に  
関する条例設定について

八王子市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を次の  
とおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」とい  
う。）第3条第2項の規定に基づき、八王子市における生産緑地地区に定める  
ことができる区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、  
300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。